

高圧ガス製造設備製造事業所の大臣認定試験者に係る認定手続きマニュアル8訂版（追補）

標記マニュアルを令和4年4月1日付けで改正いたしました。
改正点は下表のとおりです。お手数をおかけしますが、読み替えの上、ご活用頂きますようお願いいたします。

改 正	現 行																		
<p>高圧ガス製造設備製造事業所の 大臣認定試験者に係る 認定手続きマニュアル 8訂版（追補）</p> <p>1. ～ 3. 4 （略）</p> <p>3. 5 事前評価申請の受付及び受付場所</p> <p>申請書の受付は、随時とし、受付事務所は下表のとおりとする。また、申請に先立ち、相談を受ける場所も同様とする。 なお、認定申請には、受付期日があるので、その点を留意のうえ、事前評価の申請を行うこと。（<u>通達（別添2）「大臣認定審査実施要領」</u>参照）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務所</th> <th style="text-align: center;">担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>機器検査事業部門</u></td> <td>北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、<u>愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近畿支部</td> <td>大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国支部</td> <td>岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各事務所の所在地及び連絡先は、協会のホームページを参照のこと。</p> <p>3. 6～8 （略）</p> <p>様式1（略）</p> <p>様式2及び様式3（共通 右上文書番号） <u>高機業</u> 号</p> <p>様式4（略）</p>	事務所	担当地域	<u>機器検査事業部門</u>	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、 <u>愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県</u>	近畿支部	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県	中国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	<p>高圧ガス製造設備製造事業所の 大臣認定試験者に係る 認定手続きマニュアル 8訂版</p> <p>1. ～ 3. 4 （略）</p> <p>3. 5 事前評価申請の受付及び受付場所</p> <p>申請書の受付は、随時とし、受付事務所は下表のとおりとする。また、申請に先立ち、相談を受ける場所も同様とする。 なお、認定申請には、受付期日があるので、その点を留意のうえ、事前評価の申請を行うこと。（<u>通達（別添2）「大臣認定審査実施要領」</u>参照）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務所</th> <th style="text-align: center;">担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>機器検査事業部</u></td> <td>北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県<u>及び</u>静岡県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中部支部</td> <td><u>愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近畿支部</td> <td>大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国支部</td> <td>岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各事務所の所在地及び連絡先は、協会のホームページを参照のこと。</p> <p>3. 6～8 （略）</p> <p>様式1（略）</p> <p>様式2及び様式3（共通） 右上文書番号 <u>高機</u> 号</p> <p>様式4（略）</p>	事務所	担当地域	<u>機器検査事業部</u>	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県 <u>及び</u> 静岡県	中部支部	<u>愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県</u>	近畿支部	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県	中国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
事務所	担当地域																		
<u>機器検査事業部門</u>	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、 <u>愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県</u>																		
近畿支部	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県																		
中国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県																		
事務所	担当地域																		
<u>機器検査事業部</u>	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県 <u>及び</u> 静岡県																		
中部支部	<u>愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県</u>																		
近畿支部	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県																		
中国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県																		